ID:　75

担当部署:　企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	特別観覧料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市谷崎潤一郎記念館条例　第6条
例規番号	昭和63年条例第7号

【根拠条文】

（特別観覧料）

第6条　記念館に保管し、又は展示している資料について学術研究等のために模写、撮影等をしようとする者は、市長の許可を受け、別表第2に定める額の特別観覧料を納めなければならない。

別表第2（第6条関係）

区分		特別観覧料（1点1日につき）	
熟覧			300円
模写、模造等			500円
撮影	モノクロ	学術研究を目的とする場合	200円
		出版等の収入が伴う場合	1,010円
	カラー	学術研究を目的とする場合	400円
		出版等の収入が伴う場合	2,030円

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和6年4月1日